

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(NGNのIPv6インターネット接続における接続事業者数の拡大)について

(諮問第3048号)

<目 次>

1	諮問書	1
2	申請概要	2
3	審査結果	7

別添

- 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)

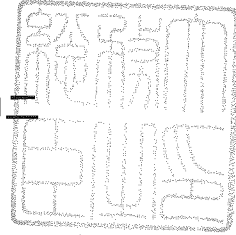


諮問第3048号
平成24年10月2日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋 温 殿

総務大臣 樽床 伸一



諮 問 書

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から平成24年9月26日付け東相制第12-0055号及び西設相制第34号で、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められる。よって、同条第2項の規定により認可することとしたい。

上記のことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を「NTT 東西」という。)

2. 申請年月日

平成 24 年9月 26 日(水)

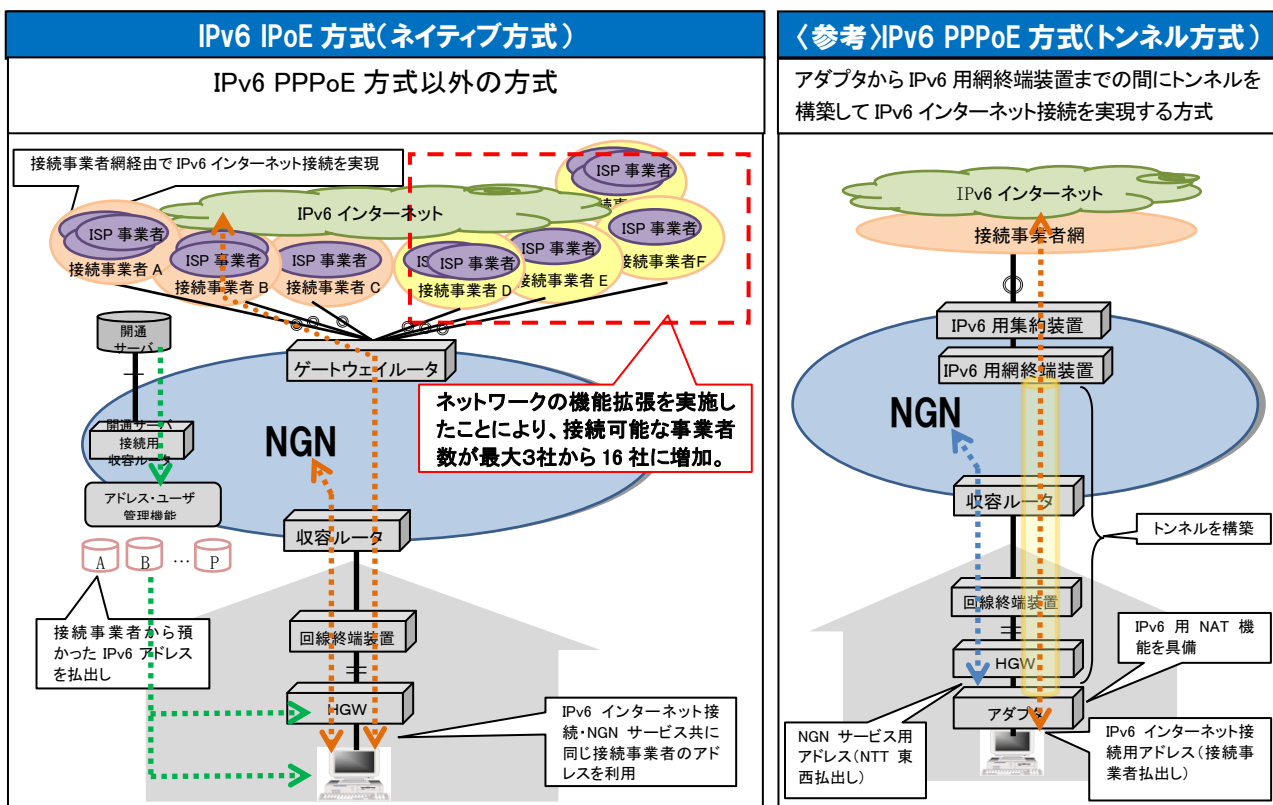
3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

(ただし、今回新たにIPv6 IPoE方式(ネイティブ方式)による接続(以下「IPoE接続」という。)を行うこととなる事業者へのIPoE接続に係る機能(以下「IPoE接続機能」という。)の提供は、平成26年3月以降準備が整い次第実施。)

4. 概要

NTT東西のNGNにおいて、IPv6によりインターネット接続サービスを提供するための接続方式の1つであるIPoE接続について、接続開始当初、技術的な制約から、接続可能な事業者数が3社に制限されていたところ、新たな技術的措置を実施したことにより、IPoE接続を行う事業者(以下「IPoE接続事業者」という。)の最大数の増加が可能となったことから、IPoE接続に係る接続申込の承諾について接続約款の変更を行うものである。



II 主な変更内容

1. 経緯・背景

インターネット接続サービスに関し、日本国内におけるIPv4アドレスの在庫が枯渇する可能性があること¹から、IPv6への円滑な移行が求められているところ、NGNユーザに対するIPv6アドレスの払出しに関して発生することが懸念されるマルチプレフィックス問題²に対処するため、平成20年4月以降、NTT東西と関係団体・事業者の間で、ISP事業者からの要望を踏まえつつ、累次の協議が行われた。

平成21年5月、当該協議結果等を踏まえ、事業者からNTT東西にIPv6 PPPoE方式(トンネル方式)及びIPv6 IPoE方式(ネイティブ方式)の2方式による接続申込みが行われたことを受け、平成21年5月19日にNTT東西から総務大臣に対して接続約款の変更申請がなされ、平成21年8月6日に当該申請は認可された。平成23年7月に3事業者がIPoE接続によりIPv6によるインターネット接続サービスの提供を開始した。

この際、IPoE接続は、中継ルータの処理能力に制約があり、ひかり電話等のQoSサービスにおける故障発生時の品質劣化を回避するため、接続可能な事業者数は当面最大3社に限定されており、平成21年8月6日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(以下「平成21年8月6日付け答申」という。)において、「今後の技術の進展状況等を踏まえつつ、ネイティブ接続事業者の最大数をできる限り増加できるように検討を行うこと」が要望された。

今般、新たな技術的措置³を実施したことにより、IPoE接続事業者の最大数の増加が可能となったことから、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定に基づき、接続約款の変更を行うもの。

なお、今回の申請案では、収容ルータの設定領域に上限があることから、IPoE接続事業者の最大数は16社(既にIPoE接続を行っている3事業者(以下「既存IPoE接続事業者」という。)を含む。)に制限されている。

¹ 平成23年4月15日、アジア太平洋地域にIPアドレスを分配しているAPNIC及び我が国のIPアドレスを管理するJPNICにおいてIPv4アドレスの在庫が枯渇。各ISP、データセンタ事業者等の在庫のみとなった。

² NGNユーザに対し、NTT東西が払い出す閉域網内サービス用のIPv6アドレスと、ISP事業者が払い出すインターネット接続サービス用のIPv6アドレスの2つのアドレスが払い出されることとなるため、インターネット接続サービスを利用する際に、送信元アドレスとして閉域網内サービス用のIPv6アドレスが誤選択されると、パケットロスが発生するなど、通信に不具合が生じることとなる。

³ これまで①中継ルータ間及び②中継ルータ～収容ルータ間で、それぞれ独自に故障検知を行っていたところ、確認間隔が短い中継ルータ間(①)の故障検知結果を中継ルータ～収容ルータ間(②)へ通知することにより、故障検出時間を短縮し、これにより従来の技術的な制約が緩和された。

2. 概要

(1) IPoE 接続機能に係る接続料(網改造料)

1) 基本的考え方

第一種指定電気通信設備については、できる限り多くの事業者が利用の公平性が確保された形で、適切な条件により利用可能であることが必要であることを踏まえ、通常求められるような様々な形態を許容するネットワークを前提として、多くの事業者にとって具わっていることが必要な「基本的な接続機能」については、その費用は接続料原価に算入されることとされている。

これに基づき、平成21年8月6日付け答申においては、IPv6 PPPoE方式(トンネル方式)による接続については『接続可能な事業者数に制限のない接続形態であること等から、多くの接続事業者に具わっていることが必要な「基本的な接続機能」に位置づけることが適当』との考え方が示されており、その費用は接続料原価に算入されることとされている。他方、IPoE接続については、『接続可能な事業者数が当面最大3社に制限され、誰もが提供可能な接続形態とは言えず、「基本的な接続機能」とは考えられない』との考え方が示されており、その費用は接続事業者の個別負担となる網改造料と整理されている。

2) 本申請における考え方

今般、新たな技術的措置を実施したことにより、IPoE 接続事業者の最大数の増加が可能となったところであるが、依然として接続可能な事業者数には制限があることから、IPoE 接続機能は個別的に用いる機能であり、「基本的な接続機能」ではないとする考え方は、引き続き妥当なものと考えられる。

このため、IPoE 接続機能の実現のために必要な費用は、引き続き接続料原価に算入せず、IPoE 接続事業者が網改造料として負担することとしている。

3) 網改造料の各事業者への案分

この際、当該費用は、具体的には、NTT 東西と既存 IPoE 接続事業者及び今回新たに IPoE 接続を行うこととなる事業者(以下「新規 IPoE 接続事業者」という。)の間で、ユーザ数、使用ポート数等に基づき、分担されることになる。案分方法の詳細は、(2)の選定が行われた後、関係事業者間の協議を踏まえ、決定されることとなる。

なお、NTT 東西と既存 IPoE 接続事業者間の現在の費用分担は以下のとおり。

- ① IPv6 インターネット接続機能に固有に必要な設備(ゲートウェイルータ等)等の費用は、IPoE 接続事業者の負担とし、IPoE 接続事業者間の負担割合は、ユーザ数等で分担
- ② IPv6 インターネット接続機能と NTT 東西の網内折返し機能の提供に共通的に必要な設備等の費用(IPoE 接続に必要な既存機能への追加開発費用等)は、各 IPoE 接続事業者のユーザ数及び網内折返し機能に係るユーザ数に基づき、IPoE 接続事業者と NTT 東西の間で分担

(2) IPoE 接続事業者の選定手続・基準

IPoE 接続の導入に当たっては、IPoE 接続事業者は、技術的な制約から、当面最大3社に制限されるため、3社を超えて接続申込が行われた場合に3社を選定する基準等が規定された。

今般の IPoE 接続事業者の最大数の増加に当たっても、別の技術的な制約から、NGN に直接接続可能な事業者は最大 16 社に制限されるため、IPoE 接続事業者の選定は、以下の手続・基準により行うこととしている。

- ① NTT 東西は、一定の期日(平成 24 年 12 月下旬目途)までに、IPoE 接続を行おうとする事業者からの接続申込みを受付
- ② 既存 IPoE 接続事業者数と接続申込み事業者数の合計が 17 以上に達しているときは、接続申込みを行った事業者(以下「IPoE 接続事業者(候補)」という。)は、受付期間経過後、NTT 東西からの通知に基づき、以下の数を NTT 東西に報告。

当該 IPoE 接続事業者(候補)に対し接続申込みが承諾されることを前提として接続協定(IPoE 接続機能により提供する接続機能に関するもの)の締結等に係る申込みを行った他事業者の「インターネット接続サービスの契約数」(以下「他事業者契約数」という。)及びその合計数

- ③ NTT 東西は、他事業者契約数の合計数の多い順番に IPoE 接続事業者を選定※(平成 25 年 1 月目途)

※ 他事業者契約数の合計数が同数のため IPoE 接続事業者の選定が行えない場合、当該 IPoE 接続事業者(候補)は、当該事業者の「インターネット接続サービスの契約数」を NTT 東西に報告し NTT 東西は、その契約数の多い順番に IPoE 接続事業者を選定

(3) 今後のスケジュール(予定)

	平成24年度						平成25年度
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
接続約款諮問・答申	諮問		意見募集		答申(予定)		
新規IPoE接続事業者の選定※1			受付期間終了		選定		
機能開発・検証						▶	
新規IPoE接続事業者 IPv6インターネット接続開始※2						開発等 契約締結	3月 ▲

※1 選定は、既存IPoE接続事業者数と接続申込みの数の合計が17社以上の場合に実施し、16社以下の場合には、受付期間経過後、受付順に承諾。以降、IPoE接続事業者数と承諾を受けた接続申込者数の合計が15社以下の場合には、接続申込みを16社に至るまで、受付順に承諾。

※2 平成25年4月以降に機能開発契約を締結した場合は、接続開始時期等は個別協議で調整。

(参考)IPoE 接続事業者の責務

IPoE 接続事業者との接続等は、他事業者が NGN を利用する上で不可欠であり、その事業展開上高い重要性を有することになるため、IPoE 接続事業者が、他事業者に対し不当な接続条件等を付したり、不当に差別的な取扱いを行う場合には、公正な競争環境での事業展開が困難となり、最終的には利用者利益が阻害される結果となる。

このため、接続約款において、当該 IPoE 接続事業者の責務として、以下の二つが遵守すべき事項として定められるとともに、当該事項に違反したと総務大臣が認めた場合には、NTT 東西は、接続の停止や協定の解除を行うことがある旨が定められており、今回の接続約款変更においても、その点は維持されている。

- ① 事業者に対して不当な接続等の条件を付さないこと
- ② 特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行わないこと

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	—	該当事項なし。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	適	接続申込数等の状況別に接続の請求から回答を受けるまでの手続が適正かつ明確に定められていると認められる。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)ク）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第 15 条の 2 ただし書の規定による場合は、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	—	該当事項なし。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	IPoE 接続が可能な事業者数は、技術的な問題から、最大 16 社に限られるが、その選定条件等は適正かつ明確に定められており、その他の変更内容についても、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものとは認められない。

前回認可時（平成21年8月）の措置要請事項の実施状況

	NTT東西に対する措置要請事項	NTT東西実施状況
提供開始時期	・ PPPoE方式の提供開始時期がIPoE方式の提供開始時期より遅れることのないように努めること	・ PPPoE方式はH23.6、IPoE方式はH23.7に提供開始
PPPoE方式 利用者負担の軽減	・ PPPoE方式に係る利用者負担の軽減等に資する取組を積極的に行うように努めること	・ PPPoE対応アダプタについて提供開始時に1万円未満で販売 ・ HGWのアダプタ機能一体化についてJAIPAよりNTT東西へ要望があり、年度内合意に向けてNTT東西とJAIPAで協議中
PPPoE方式(IPv4/IPv6) ISP事業者負担の軽減	・ PPPoE方式において、ISP事業者の負担を軽減する観点から、一の網終端装置でIPv4接続とIPv6接続の双方が可能となるような方策について検討すること	・ 12月以降、IPv4接続とIPv6接続の双方が可能となるような網終端装置を順次提供予定
IPoE接続事業者数拡大	・ 今後の技術の進展状況等を踏まえつつ、IPoE接続事業者の最大数をできる限り増加できるように検討を行うこと	・ IPoE接続事業者の最大数を16社に増加する接続約款の変更認可を申請（H26.3に提供開始予定）
IPoE接続事業者の選定	・ IPoE接続申込事業者への選定結果の通知に先立ち、選定結果及び当該選定が今回の申請案に規定する選定基準に基づき行われた旨を示す書類を総務省に報告すること	・ NTT東西より選定結果及び当該選定が選定基準に基づき行われた旨を総務省に報告(H21.12)
IPoE方式の 相互接続点拡大	・ 関係事業者からの具体的な要望等を踏まえ、過度の経済的負担等が生じない場合は、IPoE接続に係る相互接続点の増設に向けて取り組むこと	・ 既存IPoE接続事業者3社よりNTT東西へ要望があり(H24.8)、現在協議中(12月上旬に結論を予定)
違法有害情報等への 対応(IPoE方式)	・ IPoE方式における網内折返し通信に関し、違法有害情報等への対応について、IPoE接続事業者等と連携しながら、適時適切に対応を行うように努めること	・ 網内折返し通信に関する違法有害情報等への対応については、NTT東西において通信の秘密に配慮しながらユーザ対応を実施。なお、IPoE接続事業者との連携については、NTT東西は引き続き具体的な協議を実施。
DNSサーバの設置	・ IPoE接続事業者から、自らDNSサーバを設置したいとの要望が寄せられた場合は、その実現に向けて積極的に対応を行うこと	・ IPoE接続事業者の要望を受け、IPoE接続事業者がDNSサーバを設置
情報開示と 円滑な協議	・ 今後も、利害関係者であるISP事業者の理解が得られるように必要な情報を積極的に開示するとともに、システム開発等に係る事業者間協議が円滑に行われるように努めることを要請すること	・ JAIPAをはじめ、各事業者と適宜協議を実施

接続約款変更認可申請書

東相制第 12-0055 号
平成 24 年 9 月 26 日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしや

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新																	
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～104 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>105 トンネル方式</td> <td>IP通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式</td> </tr> <tr> <td>106 ネイティブ方式</td> <td>IP通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式</td> </tr> </tbody> </table>		用語	意味	1～104 (略)	(略)	105 トンネル方式	IP通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式	106 ネイティブ方式	IP通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～104 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>105 PPPoE方式</td> <td>IP通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式</td> </tr> <tr> <td>106 I Po E方式</td> <td>IP通信網内における通信方式のうちPPPoE方式以外の方式</td> </tr> </tbody> </table>		用語	意味	1～104 (略)	(略)	105 PPPoE方式	IP通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式	106 I Po E方式	IP通信網内における通信方式のうちPPPoE方式以外の方式
用語	意味																		
1～104 (略)	(略)																		
105 トンネル方式	IP通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式																		
106 ネイティブ方式	IP通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式																		
用語	意味																		
1～104 (略)	(略)																		
105 PPPoE方式	IP通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式																		
106 I Po E方式	IP通信網内における通信方式のうちPPPoE方式以外の方式																		
<p>(接続申込みの承諾)</p> <p>第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。</p> <p>(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき(接続申込者が、DSL回線との接続を要望する場合には、社団法人情報通信技術委員会(以下「TTC」といいます。)においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを、<u>ネイティブ方式</u>による接続(インターネット接続サービスを提供する協定事業者がIP通信網との接続をIPv6アドレスにより行うものに限ります。以下「<u>ネイティブ接続</u>」といいます。)を要望する場合には、<u>ネイティブ接続</u>を行っている協定事業者(当社からネイティブ接続に係る接続申込みの承諾を受けている接続申込者を含みます。)の数が3に達しているときを、それぞれ含みます。)</p> <p>(2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき(第77条の3(債務の履行の担保)第1項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第100条(承諾の限界)において同じとします。)</p> <p>(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。</p> <p>2～3 (略)</p>		<p>(接続申込みの承諾)</p> <p>第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。</p> <p>(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき(接続申込者が、DSL回線との接続を要望する場合には、社団法人情報通信技術委員会(以下「TTC」といいます。)においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを、<u>I Po E方式</u>による接続(インターネット接続サービスを提供する協定事業者がIP通信網との接続をIPv6アドレスにより行うものに限ります。以下「<u>I Po E接続</u>」といいます。)を要望する場合には、<u>I Po E接続</u>を行っている協定事業者(当社からI Po E接続に係る接続申込みの承諾を受けている接続申込者を含みます。)の数が16に達しているときを、それぞれ含みます。)</p> <p>(2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき(第77条の3(債務の履行の担保)第1項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第100条(承諾の限界)において同じとします。)</p> <p>(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。</p> <p>2～3 (略)</p>																	
<p>(当社が行う協定の解除)</p> <p>第45条 当社は、第60条(接続の停止)の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。ただし、第60条第1項の表中第4欄の規定により接続を停止された協定事業者との間で締結している協定を解除する場合は、当該協定事業者が第50条の4(ネイティブ接続に係る責務)の規定に違反している事由が解消されていない旨を総務大臣が認めたときに限るものとします。</p> <p>2～3 (略)</p>		<p>(当社が行う協定の解除)</p> <p>第45条 当社は、第60条(接続の停止)の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。ただし、第60条第1項の表中第4欄の規定により接続を停止された協定事業者との間で締結している協定を解除する場合は、当該協定事業者が第50条の4(I Po E接続に係る責務)の規定に違反している事由が解消されていない旨を総務大臣が認めたときに限るものとします。</p> <p>2～3 (略)</p>																	

(守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(7) (略)

(8) ネイティブ接続に関し、当社から接続申込みの承諾を受けた接続申込者名等を開示する場合

(ネイティブ接続に係る責務)

第50条の4 ネイティブ接続を行っている協定事業者(当該接続に係る接続申込者を含みます。)は、ネイティブ接続に関する協定等(IP通信網とのネイティブ接続に係る機能により提供される接続機能に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。以下同じとします。)の締結等について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) 不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供の条件を付さないこと。
- (2) 特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行わないこと。

(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります(表中第2欄の場合において、新たな接続申込みに限り債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。)

区 別	期 間
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 第50条の4(ネイティブ接続に係る責務)の規定に違反している旨を総務大臣が認めたとき。	その違反の事由が解消された旨を総務大臣が認めるまでの間

料金表

第1表 接続料金

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 別		備 考
(1)～(52) (略)	(略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係るインタフェース機能	ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続(トンネル方式により行うものに限ります。)のためのインタフェースを付与する機能	(ア) (イ)以外の場合 (イ) IP通信網との接続をIPv6アドレスのみにより行う場合
	イ (略)	
(54)～(61) (略)	(略)	(略)
(62) IP通信網との <u>ネイティブ接続</u> に係る機能	<u>ネイティブ接続</u> を行うための機能	—

(守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(7) (略)

(8) I P o E接続に関し、当社から接続申込みの承諾を受けた接続申込者名等を開示する場合

(I P o E接続に係る責務)

第50条の4 I P o E接続を行っている協定事業者(当該接続に係る接続申込者を含みます。)は、I P o E接続に関する協定等(IP通信網とのI P o E接続に係る機能により提供される接続機能に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。以下同じとします。)の締結等について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) 不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供の条件を付さないこと。
- (2) 特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行わないこと。

(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります(表中第2欄の場合において、新たな接続申込みに限り債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。)

区 別	期 間
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 第50条の4(I P o E接続に係る責務)の規定に違反している旨を総務大臣が認めたとき。	その違反の事由が解消された旨を総務大臣が認めるまでの間

料金表

第1表 接続料金

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 別		備 考
(1)～(52) (略)	(略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係るインタフェース機能	ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続(P P P o E方式により行うものに限ります。)のためのインタフェースを付与する機能	(ア) (イ)以外の場合 (イ) IP通信網との接続をIPv6アドレスのみにより行う場合
	イ (略)	
(54)～(61) (略)	(略)	(略)
(62) IP通信網との <u>I P o E接続</u> に係る機能	<u>I P o E接続</u> を行うための機能	—

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(I P o E接続に係る接続申込みの承諾についての特則)

2 当社は、I P o E接続に係る接続申込みを受け付ける期間(平成24年度内に設定する期間とします。以下この附則において「受付期間」といいます。)を定め、当該受付期間に受け付けたI P o E接続に係る接続申込み(以下この附則において「選定対象接続申込み」といいます。)について、次の各号に掲げる選定対象接続申込みの数に応じ、当該各号に定めるとおり取り扱うこととします。

(1) 選定対象接続申込みの数が、受付期間が終了した時点でI P o E接続を行っている協定事業者の数を含め16以下のとき

受付期間経過後、第22条(接続申込みの承諾)第1項の規定に基づき承諾するものとします。

(2) 選定対象接続申込みの数が、受付期間が終了した時点でI P o E接続を行っている協定事業者の数を含め17以上のとき

受付期間経過後、第22条第1項中「その接続申込みを受け付けた順番に従って」とあるのを、「附則(平成24年月日東相制第12-0055号)第3項第1号に規定するインターネット接続サービスの契約数等の合計数の多い順番に従い、当該合計数が同数の場合であって、当該合計数の多い順番に従って承諾することができないI P o E接続に係る接続申込者(以下、この項及び次項において「I P o E接続申込者」といいます。))があるときには、当該I P o E接続申込者については、同附則第3項第3号に規定するI P o E接続申込者のインターネット接続サービスの契約数等の多い順番に従って」と読み替え、読み替え後の同項の規定に基づき承諾するものとします。

3 前項第2号に規定する場合は、I P o E接続申込者は、当社からの通知に基づき、次の第1号及び第2号に掲げる書面を当社が定める期日までに提出することを要します。また、前項第2号において、当該合計数の多い順番に従って承諾することができないI P o E接続申込者があるときは、当該I P o E接続申込者は、当社からの通知に基づき、次の第3号に掲げる書面を当社が定める期日までに提出することを要します。

(1) 他事業者(当該I P o E接続申込者の接続申込みが承諾されることを前提として、当該I P o E接続申込者に対し、I P o E接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っている者に限りません。以下この項において同じとします。)のインターネット接続サービスの契約数等(電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号。以下この項において「報告規則」といいます。)第2条第1項に規定するインターネット接続サービス(携帯電話・PHS端末インターネット接続サービスであるものを除く。)の契約数等であって、当社が定める時点のものとします。以下、この項において同じとします。)及びその合計数を記した書面(当社が定める様式によるものとし、報告規則に基づき当該契約数等を総務大臣に報告している他事業者については、当該報告に係る書面等(報告規則様式第7によるものとします。)の写しを添付するものとします。)

(2) 他事業者が、当該I P o E接続申込者に対して、I P o E接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っていることを示す書面

(3) I P o E接続申込者のインターネット接続サービスの契約数等を記した書面(当社が定める様式によるものとし、報告規則に基づき当該契約数等を総務大臣に報告しているI P o E接続申込者については、当該報告に係る書面等(報告規則様式第7によるものとします。)の写しを添付するものとします。)

4 当社は、第47条(守秘義務)の規定にかかわらず、前項の規定に基づき当社に提出された書面に記された情報の内容について主務官庁に通知し、確認を求めることがあります。

5 当社は、受付期間経過後に受け付けたI P o E接続に係る接続申込みについては、選定対象接続申込みを承諾した後に、第22条第1項の規定に基づき承諾するものとします。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
技術的条件集	技術的条件集
第1章～第2章 (略)	第1章～第2章 (略)
技術的条件集別表	技術的条件集別表
1 ～ 25.4 (略)	1 ～ 25.4 (略)
2.6 IP通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>トンネル</u> 方式)	2.6 IP通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>PPPoE</u> 方式)
2.6.2 IP通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>トンネル</u> 方式-10GBASE-LR インタフェース)	2.6.2 IP通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>PPPoE</u> 方式-10GBASE-LR インタフェース)
2.6.3 IP通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>トンネル</u> 方式)	2.6.3 IP通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>PPPoE</u> 方式)
2.6.4 IP通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>トンネル</u> 方式-10GBASE-LR インタフェース)	2.6.4 IP通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>PPPoE</u> 方式-10GBASE-LR インタフェース)
2.6.5 IP通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>ネイティブ</u> 方式)	2.6.5 IP通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>IPoE</u> 方式)
2.7.1 ～ 3.8 (略)	2.7.1 ～ 3.8 (略)

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 (略)

用語	意味
(略)	(略)
(92) IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース(トンネル方式)	協定事業者がISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置とトンネル方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)
(111) IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース(ネイティブ方式)	協定事業者がISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置とネイティブ方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)

第2条 ~ 第3条 (略)

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 (略)

用語	意味
(略)	(略)
(92) IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース(PPPoE方式)	協定事業者がISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置とPPPoE方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)
(111) IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース(IPoE方式)	協定事業者がISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置とIPoE方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)

第2条 ~ 第3条 (略)

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

(略)
(1/6) ~ (4/6) (略)

(5/6)

接続番号 インタフェース種別	(略)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (トンネル方式)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (ネイティブ方式)
		形態 1 4	形態 1 4 - 2
分類 1 (00XY~) 設置中継系番号	(略)	(略)	(略)
分類 2 (00XY~) 国際系番号			
分類 3 (0A~J) 端末系番号			
分類 4 (0A0-CDE~) 携帯・自動車電話系番号			
分類 5 (0A0-CDE~) 接続型 P H S 系番号			
分類 6 (0A0-CDE~) 活用型 P H S 系番号			
分類 7 (0A0-CDE~) 無線呼出し系番号			
分類 8 (0091~) 非設置中継系番号			
分類 9 (050C~K) I P 電話番号			

(6/6) (略)

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

(略)
(1/6) ~ (4/6) (略)

(5/6)

接続番号 インタフェース種別	(略)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (IPoE 方式)
		形態 1 4	形態 1 4 - 2
分類 1 (00XY~) 設置中継系番号	(略)	(略)	(略)
分類 2 (00XY~) 国際系番号			
分類 3 (0A~J) 端末系番号			
分類 4 (0A0-CDE~) 携帯・自動車電話系番号			
分類 5 (0A0-CDE~) 接続型 P H S 系番号			
分類 6 (0A0-CDE~) 活用型 P H S 系番号			
分類 7 (0A0-CDE~) 無線呼出し系番号			
分類 8 (0091~) 非設置中継系番号			
分類 9 (050C~K) I P 電話番号			

(6/6) (略)

2. サービス番号への接続条件

(略)

技術的条件集別表 26 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 トンネル方式)

(略)

2. サービス番号への接続条件

(略)

技術的条件集別表 26 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4PPPoE方式)

(略)

技術的条件集別表 26.2 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4
トンネル方式-10GBASE-LR インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 26.2 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv4PPPoE方式-10GBASE-LR インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 26.3 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6
トンネル方式)

(略)

技術的条件集別表 26.3 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv6PPPoE方式)

(略)

技術的条件集別表 26.4 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6
トンネル方式-10GBASE-LR インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 26.4 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv6PPPoE方式-10GBASE-LR インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 26.5 I P通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 ネ
イティブ方式)

(略)

技術的条件集別表 26.5 I P通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 IPoE
方式)

(略)



接続約款変更認可申請書

西設相制第 34号
平成24年 9月26日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかむしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																
<p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～106 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>107 トンネル方式</td> <td>IP 通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式</td> </tr> <tr> <td>108 ネイティブ方式</td> <td>IP 通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(接続申込みの承諾)</p> <p>第 22 条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表 3 (様式) 様式第 13 の書面により承諾します。</p> <p>(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (接続申込者が、DSL 回線との接続を要望する場合には、社団法人情報通信技術委員会 (以下「TTC」といいます。) においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを、ネイティブ方式による接続 (インターネット接続サービスを提供する協定事業者が IP 通信網との接続を IPv6 アドレスにより行うものに限ります。以下「ネイティブ接続」といいます。) を要望する場合には、ネイティブ接続を行っている協定事業者 (当社からネイティブ接続に係る接続申込みの承諾を受けている接続申込者を含みます。) の数が 3 に達しているときを、それぞれ含みます。)</p> <p>(2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき (第 77 条の 3 (債務の履行の担保) 第 1 項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第 100 条 (承諾の限界) において同じとします。)</p> <p>(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(当社が行う協定の解除)</p> <p>第 45 条 当社は、第 60 条 (接続の停止) の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。ただし、第 60 条第 1 項の表中第 4 欄の規定により接続を停止された協定事業者との間で締結している協定を解除する場合は、当該協定事業者が第 50 条の 4 (ネイティブ接続に係る責務) の規定に違反している事由が解消されていない旨を総務大臣が認めたときに限るものとします。</p> <p>2～3 (略)</p>	用語	意味	1～106 (略)	(略)	107 トンネル方式	IP 通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式	108 ネイティブ方式	IP 通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式	<p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～106 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>107 PPPoE 方式</td> <td>IP 通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式</td> </tr> <tr> <td>108 IPoE 方式</td> <td>IP 通信網内における通信方式のうち PPPoE 方式以外の方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(接続申込みの承諾)</p> <p>第 22 条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表 3 (様式) 様式第 13 の書面により承諾します。</p> <p>(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (接続申込者が、DSL 回線との接続を要望する場合には、社団法人情報通信技術委員会 (以下「TTC」といいます。) においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを、IPoE 方式による接続 (インターネット接続サービスを提供する協定事業者が IP 通信網との接続を IPv6 アドレスにより行うものに限ります。以下「IPoE 接続」といいます。) を要望する場合には、IPoE 接続を行っている協定事業者 (当社から IPoE 接続に係る接続申込みの承諾を受けている接続申込者を含みます。) の数が 16 に達しているときを、それぞれ含みます。)</p> <p>(2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき (第 77 条の 3 (債務の履行の担保) 第 1 項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第 100 条 (承諾の限界) において同じとします。)</p> <p>(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(当社が行う協定の解除)</p> <p>第 45 条 当社は、第 60 条 (接続の停止) の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。ただし、第 60 条第 1 項の表中第 4 欄の規定により接続を停止された協定事業者との間で締結している協定を解除する場合は、当該協定事業者が第 50 条の 4 (IPoE 接続に係る責務) の規定に違反している事由が解消されていない旨を総務大臣が認めたときに限るものとします。</p> <p>2～3 (略)</p>	用語	意味	1～106 (略)	(略)	107 PPPoE 方式	IP 通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式	108 IPoE 方式	IP 通信網内における通信方式のうち PPPoE 方式以外の方式
用語	意味																
1～106 (略)	(略)																
107 トンネル方式	IP 通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式																
108 ネイティブ方式	IP 通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式																
用語	意味																
1～106 (略)	(略)																
107 PPPoE 方式	IP 通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式																
108 IPoE 方式	IP 通信網内における通信方式のうち PPPoE 方式以外の方式																

(守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(7) (略)

(8) ネイティブ接続に関し、当社から接続申込みの承諾を受けた接続申込者名等を開示する場合

(ネイティブ接続に係る責務)

第50条の4 ネイティブ接続を行っている協定事業者（当該接続に係る接続申込者を含みます。）は、ネイティブ接続に関する協定等（IP通信網とのネイティブ接続に係る機能により提供される接続機能に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。以下同じとします。）の締結等について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) 不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供の条件を付さないこと。
- (2) 特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行わないこと。

(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります（表中第2欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区 別	期 間
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 第50条の4（ <u>ネイティブ接続</u> に係る責務）の規定に違反している旨を総務大臣が認めたとき。	その違反の事由が解消された旨を総務大臣が認めるまでの間

料金表

第1表 接続料金

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 別		備 考
(1)～(50) (略)	(略)	(略)
(51) IP通信網との接続に係るインタフェース機能	ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続（トンネル方式により行うものに限ります。）のためのインタフェースを付与する機能	(7) (イ)以外の場合 (イ) IP通信網との接続をIPv6アドレスのみにより行う場合
	イ (略)	
(52)～(60) (略)	(略)	(略)
(61) IP通信網との <u>ネイティブ接続</u> に係る機能	<u>ネイティブ接続</u> を行うための機能	—

(守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(7) (略)

(8) IPoE接続に関し、当社から接続申込みの承諾を受けた接続申込者名等を開示する場合

(IPoE接続に係る責務)

第50条の4 IPoE接続を行っている協定事業者（当該接続に係る接続申込者を含みます。）は、IPoE接続に関する協定等（IP通信網とのIPoE接続に係る機能により提供される接続機能に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。以下同じとします。）の締結等について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) 不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供の条件を付さないこと。
- (2) 特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行わないこと。

(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります（表中第2欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区 別	期 間
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 第50条の4（ <u>IPoE接続</u> に係る責務）の規定に違反している旨を総務大臣が認めたとき。	その違反の事由が解消された旨を総務大臣が認めるまでの間

料金表

第1表 接続料金

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 別		備 考
(1)～(50) (略)	(略)	(略)
(51) IP通信網との接続に係るインタフェース機能	ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続（PPPoE方式により行うものに限ります。）のためのインタフェースを付与する機能	(7) (イ)以外の場合 (イ) IP通信網との接続をIPv6アドレスのみにより行う場合
	イ (略)	
(52)～(60) (略)	(略)	(略)
(61) IP通信網との <u>IPoE接続</u> に係る機能	<u>IPoE接続</u> を行うための機能	—

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(I P o E 接続に係る接続申込みの承諾についての特則)

2 当社は、I P o E 接続に係る接続申込みを受け付ける期間（平成 24 年度内に設定する期間とします。以下この附則において「受付期間」といいます。）を定め、当該受付期間に受け付けた I P o E 接続に係る接続申込み（以下この附則において「選定対象接続申込み」といいます。）について、次の各号に掲げる選定対象接続申込みの数に応じ、当該各号に定めるとおり取り扱うこととします。

(1) 選定対象接続申込みの数が、受付期間が終了した時点で I P o E 接続を行っている協定事業者の数を含め 16 以下のとき

受付期間経過後、第 22 条（接続申込みの承諾）第 1 項の規定に基づき承諾するものとします。

(2) 選定対象接続申込みの数が、受付期間が終了した時点で I P o E 接続を行っている協定事業者の数を含め 17 以上のとき

受付期間経過後、第 22 条第 1 項中「その接続申込みを受け付けた順番に従って」とあるのを、「附則（平成 24 年 月 日西設相制第 34 号）第 3 項第 1 号に規定するインターネット接続サービスの契約数等の合計数の多い順番に従い、当該合計数が同数の場合であって、当該合計数の多い順番に従って承諾することができない I P o E 接続に係る接続申込者（以下、この項及び次項において「I P o E 接続申込者」といいます。）があるときには、当該 I P o E 接続申込者については、同附則第 3 項第 3 号に規定する I P o E 接続申込者のインターネット接続サービスの契約数等の多い順番に従って」と読み替え、読み替え後の同項の規定に基づき承諾するものとします。

3 前項第 2 号に規定する場合は、I P o E 接続申込者は、当社からの通知に基づき、次の第 1 号及び第 2 号に掲げる書面を当社が定める期日までに提出することを要します。また、前項第 2 号において、当該合計数の多い順番に従って承諾することができない I P o E 接続申込者があるときは、当該 I P o E 接続申込者は、当社からの通知に基づき、次の第 3 号に掲げる書面を当社が定める期日までに提出することを要します。

(1) 他事業者（当該 I P o E 接続申込者の接続申込みが承諾されることを前提として、当該 I P o E 接続申込者に対し、I P o E 接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っている者に限りません。以下この項において同じとします。）のインターネット接続サービスの契約数等（電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下この項において「報告規則」といいます。）第 2 条第 1 項に規定するインターネット接続サービス（携帯電話・PHS 端末インターネット接続サービスであるものを除く。）の契約数等であって、当社が定める時点のものとします。以下、この項において同じとします。）及びその合計数を記した書面（当社が定める様式によるものとし、報告規則に基づき当該契約数等を総務大臣に報告している他事業者については、当該報告に係る書面等（報告規則様式第 7 によるものとします。）の写しを添付するものとします。）

(2) 他事業者が、当該 I P o E 接続申込者に対して、I P o E 接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っていることを示す書面

(3) I P o E 接続申込者のインターネット接続サービスの契約数等を記した書面（当社が定める様式によるものとし、報告規則に基づき当該契約数等を総務大臣に報告している I P o E 接続申込者については、当該報告に係る書面等（報告規則様式第 7 によるものとします。）の写しを添付するものとします。）

4 当社は、第 47 条（守秘義務）の規定にかかわらず、前項の規定に基づき当社に提出された書面に記された情報の内容について主務官庁に通知し、確認を求めることがあります。

5 当社は、受付期間経過後に受け付けた I P o E 接続に係る接続申込みについては、選定対象接続申込みを承諾した後に、第 22 条第 1 項の規定に基づき承諾するものとします。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
技術的条件集	技術的条件集
第1章～第2章 (略)	第1章～第2章 (略)
技術的条件集別表	技術的条件集別表
1 ～ 25.4 (略)	1 ～ 25.4 (略)
2.6 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>トンネル</u> 方式)	2.6 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>PPPoE</u> 方式)
2.6.1 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>トンネル</u> 方式-IPv6機能部)	2.6.1 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>PPPoE</u> 方式-IPv6機能部)
2.6.2 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>トンネル</u> 方式-10GBASE-LRインタフェース)	2.6.2 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>PPPoE</u> 方式-10GBASE-LRインタフェース)
2.6.3 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>トンネル</u> 方式)	2.6.3 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>PPPoE</u> 方式)
2.6.4 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>トンネル</u> 方式-10GBASE-LRインタフェース)	2.6.4 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>PPPoE</u> 方式-10GBASE-LRインタフェース)
2.6.5 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>ネイティブ</u> 方式)	2.6.5 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>IPoE</u> 方式)
2.7.1 ～ 3.8 (略)	2.7.1 ～ 3.8 (略)

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 (略)

用語	意味
(略)	(略)
(92) IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース(トンネル方式)	協定事業者がISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置とトンネル方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)
(111) IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース(ネイティブ方式)	協定事業者がISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置とネイティブ方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)

第2条 ~ 第3条 (略)

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 (略)

用語	意味
(略)	(略)
(92) IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース(PPPoE方式)	協定事業者がISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置とPPPoE方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)
(111) IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース(IPoE方式)	協定事業者がISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置とIPoE方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)

第2条 ~ 第3条 (略)

第2章 形態別技術的条件

第26節 形態14

第110条 (略)

(インタフェース仕様)

第111条 (略)

なお、IPv4 トンネル方式-IPv6 機能部については技術的条件集別表 26.1 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第112条 (略)

第2章 形態別技術的条件

第26節 形態14

第110条 (略)

(インタフェース仕様)

第111条 (略)

なお、IPv4PPPoE方式-IPv6 機能部については技術的条件集別表 26.1 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第112条 (略)

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

(略)
(1/6) ~ (4/6) (略)

(5/6)

インタフェース種別	(略)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (トンネル方式)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (ネイティブ方式)
		形態 1 4	形態 1 4-2
接続番号			
分類 1 (00XY~) 設置中継系番号	(略)	(略)	(略)
分類 2 (00XY~) 国際系番号			
分類 3 (0A~J) 端末系番号			
分類 4 (0A0-CDE~) 携帯・自動車電話系番号			
分類 5 (0A0-CDE~) 接続型 PHS 系番号			
分類 6 (0A0-CDE~) 活用型 PHS 系番号			
分類 7 (0A0-CDE~) 無線呼出し系番号			
分類 8 (0091~) 非設置中継系番号			
分類 9 (050C~K) IP 電話番号			

(6/6) (略)

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

(略)
(1/6) ~ (4/6) (略)

(5/6)

インタフェース種別	(略)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (IPoE 方式)
		形態 1 4	形態 1 4-2
接続番号			
分類 1 (00XY~) 設置中継系番号	(略)	(略)	(略)
分類 2 (00XY~) 国際系番号			
分類 3 (0A~J) 端末系番号			
分類 4 (0A0-CDE~) 携帯・自動車電話系番号			
分類 5 (0A0-CDE~) 接続型 PHS 系番号			
分類 6 (0A0-CDE~) 活用型 PHS 系番号			
分類 7 (0A0-CDE~) 無線呼出し系番号			
分類 8 (0091~) 非設置中継系番号			
分類 9 (050C~K) IP 電話番号			

(6/6) (略)

2. サービス番号への接続条件

(略)

技術的条件集別表 26 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 トンネル方式)

(略)

2. サービス番号への接続条件

(略)

技術的条件集別表 26 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4PPPoE方式)

(略)

技術的条件集別表 26.1 I P 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4
トンネル方式-IPv6 機能部)

(略)

技術的条件集別表 26.1 I P 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv4PPPoE方式-IPv6 機能部)

(略)

技術的条件集別表 26.2 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4
トンネル方式-10GBASE-LR インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 26.2 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv4PPPoE方式-10GBASE-LR インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 26.3 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6
トンネル方式)

(略)

技術的条件集別表 26.3 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv6PPPoE方式)

(略)

技術的条件集別表 26.4 I P 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6
トンネル方式-10GBASE-LR インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 26.4 I P 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv6PPPoE 方式-10GBASE-LR インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 26.5 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 ネ
イティブ方式)

(略)

技術的条件集別表 26.5 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 IPoE
方式)

(略)